**法人基本情報**

【交付対象】

令和５年４月１日時点で、申請書（別紙）に記載されている事業を実施する障害福祉サービス事業所（相談事業所含む）、障害児通所支援事業所（相談事業所含む）、移動支援事業所、日中一時支援事業所を市内に有する法人

●　多摩市障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金の申請時点において、国や地方公共団体等から同一の経費に係る補助金を受けていないこと

【交付額】　以下の①と②を併せた金額が交付額となります（②は対象事業所のみ申請可能）。

①基本部分

・対象施設：全事業所類型

・助成対象：光熱費、消耗品（ケア用品）費等に係る高騰分

・給付金額：

○　訪問系、相談系、短期入所　１事業所あたり８万円

○　通所系　　　　　　　　　　１事業所あたり２５万円

○　入所施設　 　　　 １施設あたり１６０万円（※者・児で別事業を行っている場合も１施設）

○　グループホーム　　　　　　１事業所あたり３０万円

②食料価格高騰対策分

・対象施設：食事（おやつ等含む。）提供（委託含む。）を行う通所系、入所（居）系事業所

・助成対象：事業所が提供（利用者が直接食事提供業者と契約等を行っている場合を除く。）する食料価格高騰分

・給付金額：入所（居）系事業所　単価12,000円／人　×定員人数※

　　　　　　通所系事業所　　　　単価4,500円／人　×定員人数※　※定員員数は、令和５年４月１日時点

【１事業所の数え方】

「入所系サービス（施設入所支援・療養介護等）」については、提供サービスの数に関わらず、いずれか１サービスでも該当する場合は１事業所と数えます。

事業所内で複数サービスの指定を受けている場合、提供サービスの数に関わらず、１事業所番号につき１事業所と数えます（相談系（地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援）については、提供サービスの数に関わらず、いずれか１サービスでも該当する場合は１事業所とし、地域生活支援事業については、１サービスにつき１事業所と数えます。）。

**【記入前に必ず確認してください】**

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 法人名 |  |
| フリガナ |  |
| 代表者名 |  |
| 法人所在地（郵便番号） | 〒　　　　　　－ |
| 法人所在地（住所） |  |
| フリガナ |  |
| 担当者 |  |
| 電話 | （　　　　　） |
| FAX | （　　　　　） |